

## 乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務

### 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	乙部町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

### 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		乙部町個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第2の項 乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第16号）による重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第16号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の（福祉の増進）を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条</p> <p>この条例は、（重度心身障がい者）並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに（福祉の増進）を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第16号）乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年12月10日規則第3号）</p>

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 第6条第1項
②事務の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>重度心身障害者の医療に関する経費の支給に係る申請内容についての審査に関する事務</p>

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号リ	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第2条第2項第3号、第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令146条 項1号ヲ	乙部町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則 第2条第2項第3号、第4号
-------	-----------------------	--

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2025年09月29日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	